

(平成15年度市場開放問題苦情処理推進会議報告書より抜粋)

1 - (5) J A S 制度の見直し / 新たに導入された登録外国認定機関制度の活用
(有機 J A S)(O T O 案件の総点検 / 平成 13 年度問題提起プロセス)

- 1 . 対策本部決定 : 平成 15 年 3 月 19 日 (O T O 案件の総点検)
平成 14 年 3 月 20 日 (平成 13 年度問題提起プロセス)
- 2 . 問題提起者等 : 国内事業者
- 3 . 所管省庁等 : 農林水産省

4 . 問題提起内容等

○ 標準処理期間の設定 (平成 13 年度問題提起プロセス)

登録外国認定機関の登録申請後、登録されるまでの期間については、何ら目安がなく、当該機関の利用を予定している者にとって、その事業計画等が全く立てられない状況となっており、また、登録に要する期間が長期化することを懸念し、申請を思い止まっている機関もある。したがって、農林水産省は、登録外国認定機関の登録申請から登録までの期間について、標準処理期間を設定すべきである。外国の製造業者等が登録外国認定機関から認定を受ける期間についても、何ら目安となるものがなく、標準処理期間を定めるよう各機関を促すべきである。

○ 登録外国認定機関を増加させるための措置

(O T O 案件の総点検 (同旨、平成 13 年度問題提起プロセス))

(1) 英語等による申請を認めるなど申請を容易にするための措置

登録外国認定機関の登録申請を行おうとしたところ、申請に係る書類及び資料を全て日本語で提出するよう求められ、登録申請に係る事務を中断している機関がある。農林水産省は、英語等による申請を認めるなど、登録申請を容易にするための具体的措置を講ずるべきである。

(2) 「 J A S 制度と同等制度を有する国 」 要件の緩和

登録外国認定機関については、本来、当該機関が有する認定能力に着目すべきであり、国際的に信頼性が確立している機関 (I O A S) に登録されている機関を活用することにより「 J A S 制度と同等制度を有する国 」を要件としないこと等具体的措置を講ずるべきである。

5．対策本部決定

(OTTO案件の総点検：平成 15 年 3 月 19 日)

ＪＡＳ制度の見直しに関し、以下の対応をとる。

- (1) 登録外国認定機関の申請に必要な書類について、外国機関等の申請負担の軽減を図り、登録申請を促進するため、英語での提出を認める書類についての検討結果を速やかに出し、直ちに実施する。
- (2) 「ＪＡＳ制度と同等制度を有する国」を要件としないこと、またその場合には、国際的に信頼性が確立している機関（例えばＩＯＡＳ）に登録されている機関を活用すること等ＪＡＳ法の改正についての検討結果を出す。また、その際には、ＪＡＳ制度見直しの中で、ＪＡＳ制度と同等制度を有する国として指定されていない国の認定機関等であっても、十分な認定能力を有する認定機関については、登録外国認定機関として登録されることが可能となるための方策についての検討結果を示す。

(平成 13 年度問題提起プロセス：平成 14 年 3 月 20 日)

有機農産物等について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法）に定められる登録外国認定機関制度の活用に関し、以下の対応を取る。

今回の問題提起を契機として新たに登録外国認定機関等の登録に係る標準処理期間を定め、その期間を３か月以内と設定したが、その実行に当たっては、事務処理の効率化等を図り申請の迅速な処理に努める。

- (1) 輸入業者等が円滑に登録外国認定機関を活用することができるよう登録外国認定機関の増加を図る観点から、登録申請に必要な書類等の一部について、英語による記載を認める等登録外国認定機関の登録を容易にするための具体的措置を検討する。
- (2) 輸入業者等がＪＡＳ制度と同等性を有する国として指定されていない国の機関についても登録外国認定機関として活用することを可能にし、登録外国認定機関の適正な運営・監督を確保するため、「ＪＡＳ制度と同等制度を有する国」を要件としないこと、またその場合には、国際的に信頼性が確立している機関（例えばＩＯＡＳ）に登録されている機関を活用すること等ＪＡＳ法の改正について検討し、必要な措置を講ずる。

6．対策本部決定への対応状況

申請の迅速な処理に努めており、平成 16 年 2 月現在、欧州 15 機関、豪州 7 機関、米国 4 機関、カナダ 3 機関及びインドネシア 1 機関を登録したところである。当方からの照会に対する回答提出までの期間を除外すると平均的な処理期間は 3 か月以内となっている。

- (1) 登録外国認定機関の申請書類のうち、翻訳上の誤解が生じる可能性が少ない事項（下記）及び添付書類（下記～）については、外国機関等の負担軽減を図るため、15 年 4 月から英語による書類の申請を受け付けている。

〔英語による申請を認める書類〕

申請機関の名称及び住所並びに個人の氏名及び住所
役員の氏名及び住所
直近の財産目録又は貸借対照表
構成員の氏名又は名称

このことについては、「登録外国認定機関の登録申請書類について」（平成 15 年 3 月農林水産省消費・安全局長通知）をもって、関係国、関係団体に通知している。

- (2) 登録外国認定機関の登録における同等性の考え方については、登録認定制度全体との関連での検討が不可欠であるため、行政改革の観点から平成 17 年までに行うこととされている J A S 制度における登録認定制度の見直しの一環として検討することとしている。

J A S 制度における登録認定制度の見直しについては、現在、「J A S 制度のあり方検討会」（第 1 回：15 年 10 月開催）において検討が進められている。登録外国認定機関の登録における同等性の考え方については、本検討会において、「新たな社会ニーズに応えた J A S 規格の在り方」の検討の一環として、本年の春頃を目途に議論することを考えている。

7．問題提起者等意見

（特段の意見なし）

8．検証結果

今回検証の結果、翻訳上の誤解が生じる可能性が少ない事項については英語による記載も認めるなど、農林水産省は概ね対策本部決定の方針に沿った対応を行っている

ことが確認できた。

農林水産省は、引き続き対策本部決定に従い、英語による登録申請を認める書類のさらなる増加が可能であるか等につき検討を進めるなど、登録外国認定機関の増加を図るための措置に取り組むことが求められる。

なお、対策本部決定された事項は、所管省自らが実施の義務を負っているものであり、農林水産省には、同等性要件の検討に関し、本年春頃までに対策本部決定を実施に移すための所要の対応に努めることを求める。